

2011 年 2 月 8 日

中京大学学長
北川 薫 殿

資格センターにおける不祥事に関する調査委員会

委員長 安村 仁志

資格センターにおける不祥事に関する調査委員会報告

2010 年 4 月 16 日に畑和孝元中京大学資格センター部長(以下「元資格センター部長」)本人からの申し出により発覚した、資格センター開設の資格対策講座テキスト代金の個人口座への入金および使用に関する不祥事につき、その問題性・学内及び社会的責任に鑑み、実態調査、原因の究明、再発防止策の検討・提言を委ねられ発足した貴職諮問の標記委員会は、7度にわたる委員会を経て報告書を取りまとめましたので、提出いたします。

委員会は、貴職の委嘱により学外から弁護士2名、公認会計士1名、父母・保護者代表1名、学内から教員2名、事務職員1名の計7名で構成され、委員長は貴職の指名により安村が務め、内部に事務連絡等に当たる事務局を設置しました。

委員会は、不祥事の原因・背景、発覚後の対応についての検証には、今回の不祥事が①資格対策講座受講学生・一般在学生、②父母・保護者、③教職員、④社会・市民にどのように見られているか、そうした“視点”を念頭に入れ当てることとしました。また、点検を行う各種資料、事情聴取を行う対象についても、可能な限り必要と思われるものを挙げ、調査に当たりました。ヒアリングに関しては、プライバシー保護に十分配慮して行いました。

また、委員会は今回の不祥事が生じた直接的な原因の解明とともに、10 年もの長きにわたって見過ごされた事態の重大さをもとに、発生の背景についても究明し、これを機にこの種の不祥事が二度と生じないようにする対策についてさまざまな角度から提言をまとめました。その意味で、提言を含む本報告をもとに、全学的に対策が取られることを念願するものであります。

1. 委員会メンバー

安村 仁志	中京大学副学長。調査委員会委員長
入谷 正章	弁護士(元日本弁護士連合会副会長。入谷法律事務所)
長谷川龍伸	弁護士(元愛知県弁護士会副会長。長谷川龍伸法律事務所)
寺澤 和哉	公認会計士・税理士(寺澤会計事務所)
竹本 均	父母。中京大学教育懇談会委員
吉田 康英	中京大学経営学部長。公認会計士
鏡味 徹也	中京大学業務支援室長・内部監査室長。委員会事務局担当

2.委員会開催

第1回	2010年11月17日(水)	18時30分～20時20分
第2回	2010年12月 8日(水)	12時30分～15時30分
第3回	2010年12月15日(水)	13時30分～15時30分
第4回	2010年12月21日(火)	12時30分～15時00分
第5回	2011年 1月 6日(木)	18時30分～20時30分
第6回	2011年 1月19日(水)	18時30分～21時00分
第7回	2011年 2月 8日(火)	12時00分～14時30分

I . 調査の概要・内容

1.事情調査・ヒアリング

(1)理事会よりの調査報告に基づく調査

学内関係者へのヒアリングに先立ち、まず理事会等から提出された調査資料及び関連資料を通して今回の不祥事の概要を把握した。そのうえで、さらに詳しく事情を知る目的からヒアリングを実施することとした。資料は下記の通り。

a.不祥事関連資料

- ・ 中京大学元事務職員による不祥事について（経過）
- ・ 始末書、借用書、返済予定表
- ・ 口座入金明細と使途明細
- ・ 保護者宛文書
- ・ 告訴状
- ・ 中京大学資格センターについて<事実関係に関する報告書>
- ・ 資格センター運営経費支出額(平成 17 年～21 年)

b.その他参考資料

- ・ 学校法人梅村学園中京大学事務組織に関する規程
- ・ 学校法人梅村学園中京大学事務分掌規程
- ・ 中京大学事務組織（2010（平成 22）年 5 月 1 日現在）
- ・ 中京大学職務権限規程
- ・ 梅村学園経理規程
- ・ 梅村学園懲戒規程
- ・ 固定資産及び物品管理規程
- ・ 予算執行に関する確認について<2010（平成 22）年 10 月：中京大学事務局>
- ・ 内部統制に関する調査の実施について<2010（平成 22）年 9 月実施>
- ・ 予算執行における留意点(中京大学)
- ・ 2010（平成 22）年度予算申請書の作成について
 <2009（平成 21）年 10 月：中京大学事務局>
- ・ 検定料・模試に関する現金取扱方法の変更に係る事務文書<資格センター>
- ・ 2010 年秋テキスト代 現金取扱方法に関わる変更に係る事務文書
 <資格センター>

上記資料中の「中京大学資格センターについて」(事実関係に関する報告書の記述内容を一部抜粋・編集)によれば、元資格センター部長による今回の不祥事の概要は以下の通りであった。

①発覚の経緯

2010年4月16日、元資格センター部長から、資格センター事務室で取り扱ったテキスト代金を個人名義の口座に入金し、使ってしまった旨、大学側に申し出があった。

②着服金額

本人名義の口座に入金された金額 242,126,250 円

本人の資産抛却等により弁済された金額 135,631,943 円

③テキスト代着服の手口

資格対策講座の受講料は学生からの振り込みで取り扱われていたが、講座で使用するテキスト代金については、後日受講生に案内され、資格センター事務室窓口で現金徴収のかたちで取り扱われていた。受講生は窓口でテキスト代金を支払い、テキストを受け取り、講座に臨むというシステムとなっていた。

資格センターでは職員が交代で応対し、テキスト代金を取り扱い、責任者である元部長に渡していたが、元資格センター部長は、テキスト代金を財務部に入金せず、本人名義の口座に入金した。

一方で、テキスト代の業者への支払いについては、元資格センター部長は執行責任者として処理手続きを自ら行っていた。つまり、業者からの請求書を財務部に回付し、大学会計から手続きをとって支払い、受講生から集めた金銭をそのまま自分のものとしていた。

④期間

元資格センター部長は、前述した資格対策講座を担当する事務部署(現資格センター、2006(平成18)年度に資格センター設立される以前は、キャリアセンター)において課長職、部長職といった要職を務めており、上記のことを2009(平成21)年度までの10年間にわたって同じ手口で行ってきた。

⑤使途

車、時計やブランドバッグの購入、海外旅行や日常の食事代等に費消した。

(2)委員会によるヒアリングの実施

委員会は原因・背景を究明し、再発防止策を検討するために、さらに関係者からヒアリングを実施する必要があるとの認識のもとに、

- ・財務担当理事
- ・事務統括者である事務局長および前事務局長
- ・関連事務部署である資格センター職員、財務部職員及び元部長が資格センター

設立以前に業務を行っていた「キャリアセンター」の当時の関係者
・資格対策講座に講師を派遣している業者
に対し実施した。

資格講座の受講者については、範囲が広くプライバシーの関係もあり、直接には実施せず、今回の不祥事に関する新聞報道以降に資格センターに寄せられた問い合わせ・意見(電話・ファックス含む)を通してどのような反応があったかを読み取った。また、父母、市民の声も、同様に電話等による問い合わせの記録から確認した。

さらに、一連の報道についても本件が社会的にどのように問題視されているかについて参考にした。

(3)資格対策講座関連の資料のチェック

事実関係の検証において、資格対策講座のテキスト代金の徴収のために元資格センター部長が作成した当時の学生掲示用の案内チラシ等を入手し内容を確認した。

その結果、受講生はテキスト代金を支払い、確実にテキストを受け取っていたことが確かめられ、その点においては、受講生は被害を受けていないことが判明した。

また、その場合でも、テキスト代が講座受講料の中に含まれていたかが問題になるが、資格対策講座の募集チラシ等から判断して、テキスト代は別扱いになっており、二重請求とはなっていなかった。

2.不祥事の原因・背景

委員会は、上記の理事会調査資料、委員会のヒアリング、諸規程の精査を通して、今回の不祥事発生の背景としては以下の点が考えられると判断した。

(1)組織・システム上の問題

中京大学には、経営母体である学校法人梅村学園が定める「梅村学園経理規程」、「固定資産及び物品管理規程」とともに、「学校法人梅村学園中京大学事務組織に関する規程」、「学校法人梅村学園中京大学事務分掌規程」といった諸規程が制定され、これらの規程に則って事務の運営がなされている。しかしながら、大学を取り巻く環境の変化、特に学生の公務員試験や各種国家試験への受験対策など一般の授業以外の活動を支援する事務部署の新しい動きに対して、従来型の事務組織の対応が追いついていなかったことが考えられる。

また、元資格センター部長が公務員試験や各種国家試験向け講座の企画・運営において着実に実績を上げていたことで、本人に対する過剰な期待と信頼が置かれていたために、本来必要な業務のチェック体制が十分に機能していなかった。その一環として、テキスト代が別途学生から大学側に入金されていないことが気付かれなかったものと考えられる。

これらの点から、資格センターが大学事務組織の部署であるにもかかわらず、元

資格センター部長の判断で独自に運営され、他部署との必要な連携や事務統括部署である事務局長室への報告・連絡・相談、チェック体制が曖昧であったことから、組織的な運営体制が大学全体として十分に機能していなかったと考えられる。

また、不正の事実が判明したあとも、元資格センター部長の処分について、資格対策講座を立ち上げから一人で係り、現在のような合格者数を出すところまで実績を作ってきた、ある意味では「功労者」とは言え、「依願退職」の形を取り、「処分」を下さなかった理事会の対応には、社会通念に照らせば甘いところがあったと言える。

それは、2011年1月28日の判決が「懲役4年6ヶ月」という重いものであったことから言える。今回の不祥事の背景に、“温情的”、“家族主義的”、反面やや“甘い”組織文化・風土があったのではないかと思われる。

(2)会計上の問題

不正の手口は、上記不祥事の概要にあるように、公務員試験や各種国家試験向けの講座のテキスト(教科書)代金を受講する学生から資格センター窓口で徴収したにもかかわらず、講師派遣業者から「手配管理費」といった表現を記した請求書を出させることで、テキスト代の請求であることが発覚しないよう偽装し、自己の犯行を隠匿していたというものである。

資格センター窓口における受講生からの現金の受け取りは、元資格センター部長以外の課員も行っていたが、元資格センター部長が取りまとめをしていたために、課員は受け取った現金がすべて財務部に入金されていると思い、疑念を抱かなかった。

予算執行手続きは、「梅村学園経理規程」および「予算執行における留意点(中京大学)」にあるように、本来、部署の担当者が請求金額・内容等を確認の上、「予算台帳」と呼ばれる執行台帳に記載し、執行責任者である担当部署のトップが決裁の上、財務部に執行を依頼することを前提になされるものである。しかるに、今回の場合、元資格センター部長は予算台帳を課員に見られないよう個人で管理していた。自身で台帳記載を行なうとともに決裁し、納品書にもとづく現品確認も実施させていなかった。資格センターの予算執行に関しては、このような流れで財務部において支払い処理が行われ、第三者によるモニタリングが適切に行われなかったために、テキスト(教科書)代金が別途学生から現金で徴収されながら、元資格センター部長から財務課に入金されていないという事実を誰も把握できなかったといえる。

委員会は、今回の不祥事を受けて資格センターが、現資格センター部長のもとで、再発防止に向けてテキスト(教科書)代金の窓口における現金徴収をやめるとともに、予算執行の手続きの見直しや次年度の予算申請にあたって講座数・内容等に関して事業計画を策定することで、属人的運営を改めたとの報告をヒアリングおよび提出された資料から確認している。また、不祥事発覚直後から理事会からの要請に

もとづき、内部監査室を中心に実施した「内部統制に関する調査」および各事務部署で実施した回答内容についてのヒアリング内容から、資格センターに限らず一部の事務部署において学生から現金を徴収していることが判明した。どのような組織においても現金を徴収するシステムは不正を誘発する可能性を秘めており、内部統制の観点からも大学全体として早急な改善が必要であると考えられる。これについては、改善策の項で触れる。

Ⅱ．再発防止に向けて(提言)

今回の不祥事について委員会は事実関係の検証、関係資料の点検・ヒアリングの実施をもとに原因・背景の究明に努めるとともに、二度とこの種の不祥事が生じないように防止策を検討した。以下の通りまとめたので提言する。

一般的に会計処理において不正が発生する背景には、次の3つがあると言われている。

a.動機・プレッシャー：過度のノルマ・能力考課等

b.機会：誰にも気づかれないような環境

c.姿勢・正当化：「(大学)のためにやっている」といった誤った自己正当化
不正が生じないようにする上でこれらの要素を十分に踏まえる必要がある。

1.財務処理関連

(1)「キャッシュレス・キャンパス」を目指す

現金を直接徴収するシステムは不正を誘発する可能性を秘めている。また、「内部統制に関する調査票」によれば、他の事務部署においても窓口で金銭の取扱いを行っているものが見受けられた。可能な限り、直接現金を扱う場面をなくすことが望まれる。

(2)チェック機能を働かせる会計処理の流れを確立する

今回の不祥事は一部署でトップが個人的に行ったことが原因で生じたが、部署内でチェックできなかったことに加え、大学全体の会計処理についても十分なチェックが働いていなかった。したがって、担当者以外の者による納品書と現物のチェック、請求書だけで予算を執行しないことなど、会計処理の流れに関しシステムを改善することが必要である。

2.リスクマネジメント・内部監査などの充実

(1)今回の不祥事の大きな問題点の一つは、不正が10年間もの長きにわたって誰にも気づかれず、発覚しなかったことである。万一不正が行なわれた場合にも、それが必然的に見つかるような仕組みを構築する必要がある。

(2)そのためには、内部監査の充実、モニタリング体制の構築が望まれる。内部監査の充実は不正を防止するための緊張感となるとともに、職員への啓蒙にもなる。内部監査にあたっては、被監査部署に対して学長の指示のもと監査人(学園監事、公認会計士)と協力し、監査を有効かつ効率的に実施する必要がある。同時に、業務マニュアル・業務手順をより明確化し、業務内容を可視化するなど各部署においても内部的にチェックできる仕組みを考えるとともに、部署の所属長に対しては、誰がチェックをおこなうかについても検討すべきである。

(3)組織が縦割り化している点にも問題があり、その面での検討、改善も求められる。

3.人事ローテーション

特定の人物が過度に長く同一部署で業務をすることは、不正防止の観点から避けるべきであると考えられる。一般的には、ある一定の妥当な期間で人事ローテーションを行うべきである。

但し、人事ローテーションが業務の継続性に支障を与えないように配慮しなければならない。

4.コンプライアンス体制

中京大学の事務局関連の業務規程などをチェックしたが、特別問題があるわけではない。ただ、それが確実に実施されていたかには問題が感じられる。その意味でコンプライアンスの確立が求められる。

(1)規範意識の醸成

今回の不祥事は部署の所属長のもとで生じたが、理事会を含め、大学全体においても、高い倫理意識が求められる。また、研修等による啓発活動にも組織として積極的に取り組む必要がある。

(2)何でも言える相談窓口設置の検討

問題に気づいた場合はもとより、疑問に感じるようなことがあった場合、それを通知、或いは相談できる環境の整備が求められる。社会的に一般的にもなっているといわれる「内部通報制度」が、教育機関である大学にとってふさわしいかどうかという面があるとはいえ、不正を防止する意味において、中京大学でも健全な形で運用が検討されることが望まれる。

5.改善を確実に行う受け皿（改善実施主体）の設置と、そのチェック体制

改善に向けた対策は確実に実施されてこそ意味があり、改善に向けた取組を主体的に推進していく受け皿が設置されることとともに、着実に改善が進んでいるかをモニタリングする体制が必要である。

本調査委員会は、今後も改善の進捗状況を見守ることにしたい。

6.その他

今回の不祥事が発生した資格センターは、直接的な教学から外れた課外で資格対策を支援している事務部署であるが、父母・保護者や社会から見た場合に、大学である以上、教学・事務の区別はなく、大学として実施している事業であれば、運用方針を明確に打ち出し、教員・職員が連携して学生の資格取得を支援することでチェック機能、透明性も担保されると思われる。

結 び

2011年1月28日の裁判で、元資格センター部長には「懲役4年6カ月」という重い判決が下されたが、そこに本件の重大性が示されている。大きく報道され、社会から厳しい目が向けられた。学生や保護者の方々も少なからず動揺され、今後について心配されたに違いない。とりわけ、資格取得・各種公務員試験の合格を目指し日夜懸命に努力している学生たちには、「資格対策講座」はどうなるだろうとの不安が生じたであろう。卒業生たちも母校の不祥事に心を痛めたことであろう。今回の不祥事に関しては、諸規程が制定されているにもかかわらず、長期にわたり不正行為が発覚しないまま行われていたことに、コンプライアンス(法令遵守)、規範意識の欠如があったといわざるを得ない。諸規程の内容に関して担当者に周知させるのみならず、事務担当部署のトップを含めた、組織としてのリスクマネジメント(危機管理)体制と円滑なコミュニケーションの構築が必要であるといえる。

最後に求むべきことは、何よりも教育は清いものでなければならず、大学は法律上の問題だけでなく、教育機関での金銭不祥事という問題の重大性に対して心せねばならないということである。この種の不祥事は社会的信用を失うことだけに、問題点をしっかりと認識し、且つ毅然として再発防止に取り組み、一歩ずつ信頼回復に努めていくことである。学生たちが大学生活を謳歌し、存分に学術・スポーツ・社会活動等でさまざまな学びをし、確実に力をつけて社会に巣立っていけるよう、理事会、教職員におかれては今回の試練を乗り越え、一丸となって再発防止に努めつつ、教育活動に邁進されることを切に望むものである。

以 上